衆議院内閣委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年３月 19 日（水）、第６回の委員会が開かれました。

１　①重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（内閣提出第４号）
②重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第５号）
・平国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
・平国務大臣、穂坂内閣府副大臣、金子防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）尾崎正直君（自民）、平沼正二郎君（自民）、山崎正恭君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

尾崎正直君（自民）

（１）　今回の法案（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案）について
　ア　提出の背景及び法案の意義
　イ　欧米主要国における取組
（２）　アクセス・無害化措置（自衛隊関連）
　ア　武力攻撃に至らない状況下で行われた措置について武力攻撃事態に至った場合に維持できるか及び同事態における特例を設けなくても十分な対処が可能かについての防衛省の見解
　イ　米国をはじめとする同盟国・同志国との連携強化の観点から、今回の法案が十分な対応を図る内容となっているかについての防衛省の見解
（３）　官民連携
　ア　基幹インフラ事業者のインシデント報告に係る負担の軽減
　　ａ　インシデント報告を行う際の窓口の一元化や報告様式の統一等の負担軽減策
　　ｂ　報告様式の統一に個人情報保護委員会への報告も含まれることの確認
　　ｃ　報告の対象となる侵害事象の原因となり得る事象に求められる確度
　イ　協議会において政府が提供する提供用総合整理分析情報の内容
　ウ　新制度の運用に当たり官民の意思疎通を十分に行う必要性
（４）　通信情報の利用
　ア　当事者協定の締結に関し、基幹インフラ事業者等の同意を得るため、事業者に対し有益な情報提供がなされることを明示する必要性
　イ　同意によらない通信情報の利用
　　ａ　外外通信、外内通信又は内外通信について分析を行う目的
　　ｂ　内内通信について分析を行わないこととする理由
　　ｃ　サイバー攻撃への使用が疑われる外国設備を特定するための情報収集体制の構築方針
（５）　通信の秘密の保護の観点から、機械的情報の自動選別を行う際の恣意性を排除するための措置
（６）　サイバー通信情報監理委員会の役割の重要性を踏まえた相当の専門性と規模を備えた体制整備についての平国務大臣の見解
（７）　外国政府等との情報交換
　ア　外国政府等に対して情報を提供することが想定される具体的なケース及び今後の情報交換体制の整備方針
　イ　外国政府との情報交換に当たっての情報の保護措置の確認の方式
（８）　人材及びシステム
　ア　欧米主要国と同等以上のサイバー安全保障分野での対応レベルを目指すために必要な人材・シス

テムの確保に向けた政府の方針
イ　必要な人材の質及び量の確保に向けた決意
（9）　アクセス・無害化措置
ア　警察庁長官等や防衛大臣の指揮を受けることで迅速な対応に支障が生じるのではないかとの懸念に対する政府の見解
イ　サイバー通信情報監理委員会の事前承認により対応の時機を逸するのではないかとの懸念に対する政府の見解
ウ　自衛隊によるアクセス・無害化措置が、国家安全保障の観点から整合性をもって行われる必要性を踏まえた内閣官房の新組織の司令塔機能の在り方
エ　アクセス・無害化措置に相手国が反撃し、エスカレーションしていく懸念に対する政府の見解
オ　サイバー攻撃の烈度の上昇等に応じて、国家安全保障上必要な措置を速やかに行うことができる体制整備の必要性

平沼正二郎君（自民）

（1）　サイバー通信情報監理委員会の事前承認における迅速性の確保に向けた政府の取組
（2）　機械的情報の具体的内容及び自動選別において重要な情報が脱落する可能性の有無
（3）　自動選別により不要とされた情報が適切に消去されるかの確認
（4）　ＡＩにより生成される大量の偽情報の判別方策についての平国務大臣の見解
（5）　特定秘密保護法等に基づく適性評価の実施
ア　今回の法案により情報の取得、管理等に関わる人員に対する適性評価実施の有無
イ　サイバー通信情報監理委員会委員に対する適性評価実施の有無
（6）　内閣サイバー官の人選に当たっての知識や専門性の確認の有無
（7）　アクセス・無害化措置
ア　対処能力向上のために平時から訓練等を行う必要性を踏まえた政府の取組方針
イ　事前承認の例外への該当性の判断はサイバー危害防止措置執行官が行うことの確認及びその際に警察庁長官等の指揮を受けることによる迅速な対応への支障の有無
（8）　今回の法案の対象となる事業者と経済安全保障推進法における基幹インフラ事業者との関係及び基幹インフラ事業となっていない病院等の分野への対応方針
（9）　国民への対応
ア　インターネットに接続したＩｏＴ機器に関するサイバーセキュリティ対策
イ　サイバーセキュリティに関する国民の理解醸成に向けた政府の取組状況

山崎正恭君（公明）

（1）　サイバーセキュリティ確保のための官民連携における情報の分析について、他国の先進的な取組を参考にして行う必要性
（2）　中小企業のサイバーセキュリティ対策について、国からの技術的支援の必要性を踏まえた具体的取組
（3）　サイバー防御に必要な情報を政府に提供した企業が肯定的に評価されることに対する国民の理解醸成を図るとともに、国民の監視強化につながるのではないかとの不安の声を払拭するため、本法案の意義を国民にしっかりと説明する必要性
（4）　アクセス・無害化措置
ア　誤って無害化するトラブルが発生した他国の事例
イ　サイバー通信情報監理委員会の事前承認を得るいとまがなく事後に通知するケースが多発するのではないかとの指摘に対する政府の見解

ウ　他国に対するアクセス・無害化措置の正当性の根拠及び他国から我が国への同措置の件数
エ　アクセス・無害化措置に係る国際的ルールを策定する必要性についての政府の見解

（５）　内閣総理大臣がサイバー攻撃による被害の防止に必要な情報を公表・周知する際、悪用を防止するため、公表の内容や方法を工夫する必要性

（６）　自衛隊が、日本に所在する米軍が使用する電子計算機を侵害から警護するため、アクセス・無害化措置を実施することとする根拠